

こうべ病院安心サポートプラン事業補助金交付要綱

令和2年8月4日 局長決定

令和3年5月28日 改正

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に定める指定感染症とする。)の感染拡大を受け、市内医療機関の院内感染防止対策等の取組を支援し、市内の医療従事者を守り、医療提供体制を安定的に確保するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、神戸市補助金等の交付に関する規則(平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。)に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(補助の対象等)

第2条 補助の対象となる事業区分、事業者、要件及び補助の額は別表のとおりとする。

- 2 この補助金は、予算の範囲内において交付するものとし、当該年度に実施する事業を対象とする。
- 3 本事業における疑似症患者とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」第7(3)又は(4)に相当すると医師が判断し、かつ行政検査としてのPCR検査、LAMP法検査又は抗原検査等を受けた者であり、確定診断がつくまでの間の者をいう。
- 4 本要綱第4条の交付決定前に着手した事業についても対象に含める。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を、神戸市長(以下、「市長」という)に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の申請書は、当該補助事業を実施しようとする年度の8月10日までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第4条 市長は、補助金規則第6条に基づき、申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う

現地調査等により、補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により、速やかに申請者に通知するものとする。

(1) 補助金交付決定通知書(様式第2号)

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類により、速やかに申請者に通知するものとする。

(1) 補助金不交付決定通知書(様式第3号)

(2) その他市長が必要と認める書類

(事業の変更等)

第5条 前条第1項の通知を受けた者(以下、「補助事業者」という)は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第4号)を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付決定内容変更承認申請書は、当該補助事業を実施しようとする年度の9月30日までに市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書(様式第6号)又は補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第6条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告するときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業実績報告書(様式第8号)

(2) 事業の実施状況が分かる書類

2 前項の規定による報告は、その確定した実績を、当該事業終了後速やかに行わなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りではない。

3 市長は、必要と認めるときは、職員に調査を行わせることができる。

(交付額の確定)

第7条 市長は、前条第1項の実績報告書を受領したときは、内容を審査のうえ、補助金の額を確定し、次に掲げる書類により、補助事業者へ通知するものとする。ただし、市長が認める場合は、この限りではない。

(1) 補助金額確定通知書(様式第9号)

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付時期等)

第8条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による請求は、前条の確定通知を受領後速やかに行わなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りではない。

(補助金の交付)

第9条 市長は請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第11条)により当該補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年8月4日から施行し、別表の事業区分のうち、院内感染防止基本対策及び院内感染防止追加対策は令和2年4月1日から、発熱等救急患者入院受入れ等対策の入院受入は令和2年7月1日から、夜間に救急搬送された外来診療については、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和3年1月9日から施行し、令和3年1月4日から適用する。

附 則

この要綱は令和3年5月28日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

事業区分	対象事業者	要件	補助の額
院内感染防止基本対策	新型コロナウイルス感染症及び疑似症患者に対して、入院診療を行う神戸市内に所在地がある医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に定める病院又は診療所。以下、「医療機関」という。）	院内感染の防止のため、次に掲げる取組のうち3つ以上を実施すること ①個人防護具着脱手順の再徹底研修 ②職員・患者のマスク着用 ③職員の診療時のフェイスシールド又はゴーグル着用 ④タブレットなどの感染症患者との遠隔コミュニケーションツールの活用 ⑤Webカンファレンス ⑥密閉、密集、密接を避ける工夫の徹底	1月あたり30万円
院内感染防止追加対策	新型コロナウイルス感染症及び疑似症患者に対して、入院診療を行う神戸市内に所在地がある医療機関	基本対策に加えて、原則として10床以上の新型コロナウイルス感染症専用ゾーンを1月あたり1週間以上設置すること	1月あたり550万円
発熱等救急患者入院受入れ等対策	一般社団法人神戸市第二次救急病院協議会に参加する医療機関	①発熱等の新型コロナウイルス感染症の疑いを有する救急患者の入院受入れを行い、かつ、PCR法検査、LAMP法検査、及び抗原検査（定性法・定量法）を実施すること ②夜間に救急搬送された、新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む）に対し外来診療を行うこと	患者1人あたり3万円